

宮城県で漁業を営んでいた申立人について、原発事故による魚の水揚げの禁止・自粛等のために廃業を余儀なくされたことによる廃業損害等が賠償された事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

- ・損害項目 (1) 漁業の廃業に伴う損害  
(2) 本件和解仲介手続に係る弁護士費用

- 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目に対する和解金として、金660万円の支払義務があることを認める。

- |      |                      |       |
|------|----------------------|-------|
| (内訳) | (1) 漁業の廃業に伴う損害       | 640万円 |
|      | (2) 本件和解仲介手続に係る弁護士費用 | 20万円  |

- 3 支払方法

(省略)

- 4 清算

第1項に掲げる損害項目のうち(2)(その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月24日

(仲介委員 山本卓也)